

6月1日 施行

道路交通法一部改正

75歳以上のドライバーは更新時に講習予備検査が必要

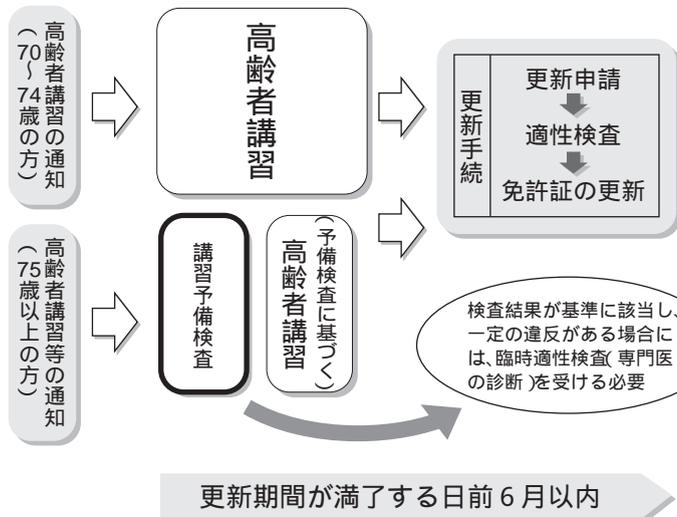
道路交通法の一部が改正され、平成21年6月1日から施行されます。

改正の主な内容は、75歳以上の免許更新者等に「講習予備検査」を義務付けることや高齢者講習の受講期間の延長、飲酒運転など悪質・危険な運転者への罰則強化です。



75歳以上の
免許更新者等に対する
「講習予備検査」
平成21年6月1日スタート!

75歳以上の免許更新者等は「高齢者講習」の前に「講習予備検査（要手数料）」が必要になり、その検査結果に基づいた「高齢者講習」を受講することになります。また、講習予備検査の結果によっては、臨時適性検査（専門医の診断）を受ける必要があり、判断力や記憶力などに問題があると判明したときは、免許の停止や取り消し等の処分を受けることがあります。



講習予備検査 30分 650円

高齢者講習 2時間30分 5,350円

教本やビデオによる座学講義（30分）
適性検査器材による診断等（1時間）
実車による診断と指導（1時間）

高齢者講習の受講期間が延長

70歳以上の高齢運転者に受講義務がある「高齢者講習」の受講期間が、免許更新期限の前6か月間（誕生日の5か月前～誕生日の1か月後）に延長されます。

飲酒運転など
悪質・危険な運転者への
違反点数が大幅アップ！
前歴や累積点なしでも
一発取消しに！



主な改正点

酒酔い運転

改正前25点 改正後35点（一発取消し）

酒気帯び（0.25mg以上）運転

改正前13点 改正後25点（一発取消し）

酒気帯び（0.25mg未満）運転

改正前6点 改正後13点

ただし、酒気帯び（0.25mg未満）は一発取消しとはならないものの、累積点数との合計が15点以上となれば「即取り消し」となります。

免許取消後の
欠格期間が大幅に延長！
最長10年間免許を
受けることが不可能に！



酒酔い運転で死亡ひき逃げ事故を起こせば欠格期間は10年

交通事故の被害程度		付加点数	合計点数	欠格期間
酒酔い 運転の 点数 ⁺ 35点	死亡事故 (ひき逃げ)	55点	90点	10年
	死亡事故	20点	55点	7年
	全治3か月以上の 負傷事故	13点	48点	5年